

# KPMG Japan e-Tax News

No.246 2 August 2021



## 税務情報

### 2021年度税制改正 — 改正産業競争力強化法に関する情報

#### 1. 改正産業競争力強化法 — 8月2日施行

2021年度税制改正で創設された(1)繰越欠損金の控除上限の特例、(2)DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制、(3)カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の3つの税制措置は、改正産業競争力強化法に基づく事業適応計画の認定を受けること((1)及び(2)については、「課税の特例」の要件も満たすこと。)により適用が可能とされる制度です。これらの制度は、改正産業競争力強化法を含む複数の改正法を束ねた「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(法律第70号／6月16日公布)の施行日から施行されることとされていることから、同法の施行が待たれていたところです。

7月30日、官報特別号外第64号において「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」が公布され、同法の施行日が原則として8月2日とされました<sup>(\*)</sup>。

<sup>(\*)</sup>一部の規定については別途施行日が定められていますが、上記3つの税制措置に関する規定は原則の施行日が適用されます。

#### 2. 経済産業省 — 「事業適応計画（産業競争力強化法）」のページを新設

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行を受け、経済産業省はウェブサイトに「事業適応計画（産業競争力強化法）」というページを新設しました。事業適応計画及び上記3つの税制措置に関する情報がまとめられており、その中には以下のような情報が含まれています。

##### ■ 「2. 関連資料」

##### <全体概要>

- 事業適応計画全体概要資料

事業適応計画について網羅的に解説する資料(全63ページ)です。事業適応計画の認定要件の詳細(P.11)や「課税の特例」の要件の詳細(P.14)、申請手続のスケジュールイメージ(P.45)、Q&A(P.51~61)等が含まれています。

### <成長発展事業適応計画関連 【繰越欠損金の控除上限の特例】>

- ・ 「繰越欠損金の控除上限」の特例ガイドライン

「第1章 対象・税制メリット」、「第2章 要件」、「第3章 手続」、「第4章 FAQ」で構成されています（全25ページ）。たとえば、欠損金が生じた期間・計画期間・投資期間の考え方についての典型パターン（P.7～8）や、「特例事業年度」及び「特例対象投資」についての適用可否の事例（P.12及びP.16）が紹介されています。また、「第4章 FAQ」は全19問から成り、たとえばQ5では、連結納税グループの場合の申請主体は連結親法人（納税主体）及び事業適応実施法人（投資を実施する主体）となることが明らかにされています。

### <情報技術事業適応関連 【DX 投資促進税制】>

- ・ DX 投資促進税制 Q&A

DX 投資促進税制に関する全46問のQ&Aです。たとえばQ6では、新たな投資であっても既存の取組に基づくものや本税制の施行が明らかになる日（2021年3月31日）より前に行った意思決定に基づく投資は本税制におけるDX投資の対象外となること、Q33では、「課税の特例」の要件に係る適合確認を受けることができるのは同一法人一回まで（連結納税制度を採用している場合は、連結納税グループで一回まで）であること、Q43では、同一設備に対して特別償却と税額控除を併用することはできないが、設備ごとに特別償却と税額控除の措置を使い分けることはできることが明らかにされています。

- ・ DX 投資促進税制の申請書の記載例・ポイント

DX 投資促進税制の適用を受ける場合の事業適応計画の認定申請書及び「課税の特例」の要件に係る確認申請書の記載例及び留意点を、実際の申請書のイメージ図を用いて示す資料（全13ページ）です。なお、上記「DX 投資促進税制 Q&A」のQ33と同様に、本資料のP.11では、「連結納税制度を採用している企業グループに所属する場合は、そのグループ単位で確認を受けたことがあるか否か判断されるため、注意が必要です。（連結納税グループに所属する法人が確認を受けたことがある場合は、そのグループに所属する他の法人は確認を受けることができなくなるため、共同での申請を推奨します。）」との注意書きがあります。

### <エネルギー利用環境負荷低減事業適応関連 【カーボンニュートラルに向けた投資促進税制】>

- ・ エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（CN税制）の申請方法・審査のポイント

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の対象設備は、（1）大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備又は（2）生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備とされており、（2）の設備については炭素生産性を3年以内に7%以上向上させる計画を作成する必要があります。本資料は、本税制の概要、炭素生産性の計算方法、事業適応計画の申請方法・審査のポイント等について解説する資料（全49ページ）です。

- エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（CN 税制）Q&A

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制に関する全 49 問の Q&A です。たとえば Q45 では、同一設備に対して特別償却と税額控除を併用することはできないが、設備ごとに特別償却と税額控除の措置を使い分けることはできること、Q48 では、同時期に DX 投資促進税制とカーボンニュートラルに向けた投資促進税制に関する事業適応を行う場合にはまとめて一つの事業適応計画を提出することができる事が明らかにされています。

- エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制における炭素生産性は「付加価値額（営業利益+人件費+減価償却費）」÷「エネルギー起源二酸化炭素排出量」で算出することとされています。この計算ツールは、「エネルギー起源二酸化炭素排出量」等を算出するために経済産業省が提供している Excel シートです。

- エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツールの利用マニュアル

上記計算ツールの入力方法を、ツールのイメージ図を用いて示す資料（全 6 ページ）です。

### ■ 「3. 申請について」

事業適応計画の申請は原則 WEB 申請で受け付けられており、WEB 申請を行う場合の申請先の URL が案内されています。また、申請の際の添付書類フォーマットも提供されています。

\*\*\*

上記のほか、問合せ先や関連条文も掲載されています。また、今後認定案件もこのページで公表されるものと思われます。

### KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.